

**令和5年度布橋灌頂会多言語(英語・台湾語)PR映像
制作業務委託プロポーザル実施要領**

1 趣旨

布橋灌頂会多言語(英語・台湾語)PR映像制作業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要事項を定めるもの。

2 業務の概要等

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 委託業務名 | 布橋灌頂会多言語(英語・台湾語)PR映像制作業務 |
| (2) 業務内容 | 業務委託仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和5年12月27日 |
| (4) 予算額(業務委託費の上限) | 2,600,000円(消費税及び地方消費税含む) |

※上記予算額は、契約時の予定額を示すものではありません。

3 参加資格

次に掲げる全ての項目を満たす者とします。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者
- (3) 提案内容を確実に遂行できる十分な執行体制及び企画立案能力を有している者
- (4) 必要に応じて作業報告、打合せ(Web会議システムを含む)等ができる体制がとれる者

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定する。プロポーザル参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした参加者を委託事業者として選定する。

5 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの参加申込み

本プロポーザルの参加を希望される場合は、電子メールにより、企画提案参加申込書(別紙様式1)を令和5年7月5日(水)17時までに、布橋灌頂会実行委員会事務局((一社)立山町観光協会内)(以下、全ての書類の提出先)に提出してください。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより、質問書(様式自由)を令和

5年7月5日（水）17時までにメールにて提出してください。提出された際は、その旨を電話にてお知らせください。なお、電話及び口頭による質問は受け付けません。質問に対する回答は、すべての参加者に対してメールにて通知します。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの申込みをされた事業者は、電子メールにより、以下の書類を令和5年7月14日（金）17時（必着）までに提出してください。ただし、1社あたり1案とします。

(1) 自由企画提案書〔A4 片面 様式自由〕

業務委託仕様書を参照のうえ、下記事項について内容を記載すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内で行うこと。

ア ヒロインとしての出演者案

女人衆60人の先頭を歩く象徴となる方について提案を行うこと
(出演料も業務委託料に含むものとする。)

イ 布橋灌頂会イベント前後におけるPRについて具体的な内容

(記入例) ・夕方のニュースで放送
・後日、特別番組を30分程度放送 など

ウ その他実施項目案

(2) 経費見積書〔様式自由〕

- ・内訳を記載すること。
- ・押印のある見積書をスキャンしたデータ送付すること。

7 委託事業者の決定

提出された企画提案書の内容を総合的に審査し、委託事業者を決定します。

8 その他

(1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

ア 所定の日時、場所に書類を提出しなかった場合。

イ 本プロポーザルに関する条件、指示事項に違反した場合。

ウ 1社1案を超えて提出したもの。

(2) 本プロポーザルの企画提案書等作成経費は参加者の負担とします。

(3) 提出書類の差替、変更、再提出は認めません。また、提出された企画提案書等の提出書類は返却しないものとしますので、あらかじめご了承ください。

(4) プロポーザル参加申込み後に辞退する場合は、令和5年7月14日（金）17時までに辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 本プロポーザルの結果は、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問合せには応じないものとします。

(6) 採用者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。採用者と企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの

協議を行い、調整が整った場合に布橋灌頂会実行委員会との随意契約の手続きを行うものとしします。

(7) 委託業務により新たに生じた著作権（キャッチコピーを作成し盛り込んだ場合は、そのコピーも含む。）は、布橋灌頂会実行委員会、(一社)立山町観光協会及び立山町、に属するものとしします。

(8) 審査は、布橋灌頂会実行委員会事務局（(一社)立山町観光協会）及び立山町の職員が行います。

9 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル参加申込期限 | 令和5年7月5日（水）17時 |
| (2) 質問書提出期限 | 令和5年7月5日（金）17時 |
| (3) 質問回答期限 | 令和5年7月7日（金） |
| (4) プロポーザル企画提案書提出期限 | 令和5年7月14日（金）17時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和5年7月20日（木）以降 |
| (6) 契約締結 | 令和5年7月下旬～（予定） |

10 提出先・問合せ先

布橋灌頂会実行委員会（(一社)立山町観光協会内） 金尾
〒930-0221 中新川郡立山町前沢1209-18 駅前プラザ1階
TEL：076-462-1001／ FAX：076-413-4434
E-mail：tateyamakk@hyper.ocn.ne.jp